

このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項（「契約概要」）や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項（「注意喚起情報」）、「ご加入内容確認事項」等は、右の二次元コードに掲載しています。保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金の額、保険金をお支払いしない場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存いただけます。

PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



学生ごども\_71540

2026年度

明治学院大学  
明治学院高等学校  
明治学院中学校・明治学院東村山高等学校

重要につき、必ずご覧ください。

# 学生・生徒総合補償制度

(学生・こども総合保険)  
のご案内

保証人・保護者の皆さまへ

ご入学おめでとうございます

この保険は、明治学院大学 明治学院高等学校

明治学院中学校・明治学院東村山高等学校にご入学された方の制度で、

学校法人明治学院が保険契約者となる団体契約です。

団体割引 20% 適用

## 賠償事故を補償

学生生活で起こりやすい下記のような第三者に対する賠償事故を補償します。

- ・自転車通学中に他人に衝突、接触してケガを負わせてしまった…
- ・クラブの合宿先で旅館の設備を壊してしまった…
- ・アルバイト・インターン中に他人の物を壊してしまった…（大学生の場合）

## 充実した補償

国内のみならず、海外も補償の対象地域です。（一部を除く）

すべてのプランに特約をセットしているため、下記のような場合も補償対象です。

- ・細菌性・ウイルス性食中毒
- ・熱中症による身体障害
- ・天災（地震・噴火またはこれらを原因とする津波など）によるケガを補償します。

## 手続が簡単

・WEBでのお申込<クレジットカード払>が手続きが簡単です。「WEBによる手続き簡単ガイド」チラシをご参照ください。

※WEBでのお申込<クレジットカード払>を希望されない方は同封の「払込取扱票」に必要事項をご記入のうえ、ゆうちょ銀行・または郵便局からお振込みいただくことで申込が完了します。

・長期契約のため、一回のお手続でご入学当初の卒業予定日まで補償が続きます。

・医師の診査は不要です。

保険期間

大学生向けコース 2026年4月1日午前0時\*から2030年4月1日午後4時まで 4年間

高校生向けコース 2026年4月1日午前0時\*から2029年4月1日午後4時まで 3年間

中学生向けコース 2026年4月1日午前0時\*から2032年4月1日午後4時まで 6年間

（ご注意）保険期間の始期が午前0時から始まるため、保険始期以前に他の学生・こども保険・傷害保険等がある場合、その保険終期が2026年4月1日午後4時であると、この保険と16時間重複することになります。この場合事故および保険内容によって両方の保険が支払対象となる場合がありますのでご注意ください。

募集締切日

一次締切 2026年3月31日(火)まで

※4月1日から補償開始

二次締切 2026年4月30日(木)まで

※クレジットカード払→お申込日の翌日から補償開始  
払込取扱票→払込が確認できた翌日から補償開始

お申込方法

WEB<クレジットカード払>からお申込みください。※「WEBによる手続き簡単ガイド」チラシをご参照ください。または同封の払込取扱票（学生・生徒総合補償制度申込書（加入申込書））に必要事項をご記入のうえ、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局よりお手続きください。

ご加入者  
(申込人)

明治学院大学に在籍する学生の保証人の方

明治学院高等学校、明治学院中学校・明治学院東村山高等学校に在籍する生徒の保護者の方

被保険者  
(補償の対象者)

明治学院大学に在籍する学生の方（入学等手続を終えた方を含みます。）

明治学院高等学校、明治学院中学校・明治学院東村山高等学校に在籍する生徒の方（入学等手続を終えた方を含みます。）

# 明治学院大学学生総合補償制度は

学生生活のみならず日常生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する制度です。

## I. 学資費用補償・育英費用補償

### <学資費用補償>

下記の事例のように扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、保険金額を限度に支払年度ごとに授業料などの学費(実額)をお支払いします。  
(例)入学後、ある日突然、学費を負担していた父親が交通事故で亡くなってしまった。

### <疾病学資費用補償>(S1・S2セット)

扶養者が病気により死亡された場合に保険金額を限度に支払年度ごとに学費(実額)をお支払いします。

### <育英費用補償>

扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、育英費用保険金額の全額を一時金としてお支払いします。



## II. 学生本人のケガの補償(傷害補償)

国内・外を問わず学生本人がケガにより死亡された場合、後遺障害が発生した場合、入院、手術、通院をした場合にお支払いします。



## III. 学生本人の病気の補償(疾病補償)

学生本人が国内・外を問わず病気により入院、手術をした場合、放射線治療を受けた場合にお支払いします。  
(C1・C2セットを除きます)



## IV. 天災危険補償

天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金、育英費用保険金、学資費用保険金をお支払いします。

(例)地震によってビルの割れた窓ガラスにあたり、ケガを負ってしまった。



『扶養者』とは、被保険者を扶養しており、次の条件をすべて満たしている方です。

①親権者であること ②被保険者と同居していること(下宿、単身赴任等、就学上の理由による別居を含む) ③世帯の生計を維持していること

※保険期間中の世帯の生計を維持する方が変更となった場合は、扶養者の変更手続きが必要となりますので、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

## V. 賠償責任補償(アルバイト・インターンシップ中や受託物の損壊等の事故も補償)

他人にケガをさせたり他人の物を壊す等して法律上の損害賠償責任を負った場合の補償です。ご家族も補償※されます。示談交渉サービス付(国内のみ、受託物に関する賠償事故を除く)。

(例)過って他人にぶつかり、大ケガを負わせ損害賠償を請求されることになってしまった。

※賠償責任保険金の被保険者の範囲は、①本人、②親権者およびその他の法定監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子

・「本人」とは加入申込票記載の被保険者本人(学生本人)をいいます。

・なお、①から⑤までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。詳しくは「学生・こども総合保険パンフレット別冊」をご参照ください。



## VI. 借家人賠償責任補償

(一人暮らしプランのみ)〈国内のみ補償〉



借りている部屋を失火等で損壊してしまった場合、家主に対して負担する損害賠償を補償します。

(例)台所の火の不始末で借りているアパートで火事を起こしてしまった。自分にケガはなかったが、家主より損害賠償を請求されてしまった。

## VII. 生活用動産補償

(一人暮らしプランのみ)〈国内のみ補償〉



学生本人が所有する生活用動産の損害を補償します。

(例)下宿先で、不注意により家具を壊してしまった。

※免責金額については「学生・こども総合保険パンフレット別冊」をご参照ください。

## 他人にケガをさせたり 他人の物を壊す等 した場合

## 学生本人の自転車事故だけでなく、アルバイト・インターンシップ中、受託物の損壊等に備えませんか?

皆さまの身の回りには、多くのリスクが隠れています。自転車による衝突事故など、高額な賠償義務を負う事故も起きています。

学生総合補償制度の賠償責任補償で、これらの事故に備えることができます。

学生がご加入されますと、学生ご本人はもちろん、同居のご家族も補償の対象になります。

## ※賠償責任補償の被保険者の範囲について

学生ご本人だけでなく、保険金支払事由発生時に  
おいて次の継承の方が自動的に被保険者となります。

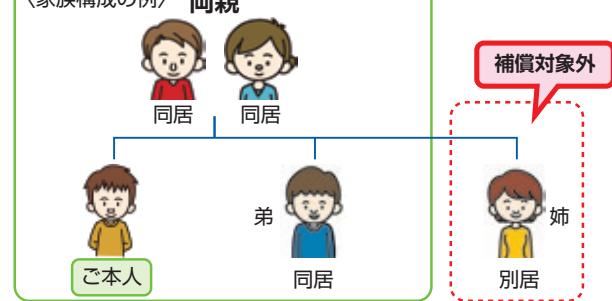
- a)ご本人の親権者(法定監督義務者を含みます。)
- b)ご本人の配偶者
- c)ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と同居の本人・配偶者の親族(注)
- d)ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子

(注)「親族」とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

●ご本人またはa)～d)の方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。

## 賠償責任補償の被保険者の範囲

〈家族構成の例〉 両親



※詳しくは「学生・こども総合保険パンフレット別冊」をご参照ください。

# 加入セットは皆さまのニーズに合わせてお選びください。

Q.1

自宅通学ですか？一人暮らし\*ですか？

\*賃貸借契約を結んで借りた賃貸マンション・アパート等に住み、そこから学校に通学している学生をいいます。



Q.2

扶養者が病気により死亡された場合の学資費用補償は必要ですか？

必要あり

必要なし

S1セット

A1・B1・C1セット

Q.2

扶養者が病気により死亡された場合の学資費用補償は必要ですか？

必要あり

必要なし

S2セット

A2・B2・C2セット

ご自宅から通学している場合は「自宅通学プラン」、一人暮らししている場合は「一人暮らしプラン」となります。

\*賃貸借契約を結んで借りた賃貸マンション・アパート等に住み、通学していることをいいます。

(一人暮らしプランには、借家人賠償責任補償(オールリスク)特約・生活用動産補償(実損補償型)特約がセットされます。)

4年間(大学生用)										(保険期間4年)
保険金額・保険料		自宅通学プラン				一人暮らしプラン				
		学資費用 ケガ+病気補償	学資費用 ケガのみ補償			学資費用 ケガ+病気補償	学資費用 ケガのみ補償			
セット名と保険料 (4年間一時払)		S1	A1	B1	C1	S2	A2	B2	C2	
補 償 内 容	I 育学 英費 用補 償 金額 (ケガ)(注1)(注2)	(自宅通学 加入率 No.1!) 学資費用 ケガ+病気補償 90,000円				(一人暮らし 加入率 No.1!) 学資費用 ケガのみ補償 79,000円				(保険期間4年)
	II ケ学 生の本 補入 保 償	疾病学資費用保険金額 (病気)(注1)(注2)	(1年につき) 50万円	—			(1年につき) 50万円	—		
	III 病学 気生 の本 保 償	育英費用保険金額 (ケガ)(注1)	(一時金)300万円				(一時金)300万円			
	IV 天災危 険補 償	死亡・後遺障害 保険金額	200.9万円	223.3万円	170.3万円	157.1万円	222.6万円	250.6万円	197.5万円	160万円
	V 賠 償 責 任 保 償	入院保険金日額 (1日につき)	4,000円	4,000円	3,500円	3,500円	4,000円	4,000円	3,500円	3,500円
	VI 借 家 人 賠 償 責 任 保 償 (注3) (一人暮らしプランのみ)	手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合は 入院保険金日額の5倍				入院中に受けた手術の場合は 入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合は 入院保険金日額の5倍			
	VII 生 活 用 動 産 保 償 (注3)(注4) (一人暮らしプランのみ)	通院保険金日額 (1日につき)	4,000円	4,000円	3,500円	3,000円	3,500円	4,000円	3,500円	3,000円
	VI 借 家 人 賠 償 責 任 保 償 (注3) (一人暮らしプランのみ)	疾病入院保険金日額 (1日につき) 支払限度日数:180日 支払対象期間:180日	3,500円	4,000円	2,500円	—	3,500円	4,000円	2,500円	—
	VII 生 活 用 動 産 保 償 (注3)(注4) (一人暮らしプランのみ)	疾病手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 疾病入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合は 疾病入院保険金日額の5倍				入院中に受けた手術の場合は 疾病入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合は 疾病入院保険金日額の5倍			
	VII 生 活 用 動 産 保 償 (注3)(注4) (一人暮らしプランのみ)	放射線治療 保険金	1回の放射線治療について 疾病入院保険金日額の10倍				1回の放射線治療について 疾病入院保険金日額の10倍			

学生本人の疾病の補償(S1,A1,B1,S2,A2,B2セット)には入院・手術・放射線治療の補償がセットされています。

<賠償責任(賠償責任条項の一部変更に関する特約:全セット)>他人にケガをさせたり物を壊す等して法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。

(注1)<育英費用(全セット)>扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、育英費用保険金額の全額を一時金としてお支払いします。

<学資費用(学業費用補償特約:(全セット))>扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、保険金額を限度に支払年度ごとに授業料などの学費(実額)をお支払いします。

<疾病学資費用補償特約(保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約(疾病による学業費用補償特約用)):(S1,S2セット)>扶養者が病気により死亡された場合に、保険金額を限度に支払年度ごとに授業料などの学費(実額)をお支払いします。

(注2)学資費用保険金・疾病学資費用保険金の学業費用支払対象期間は2030年4月1日までです。

全セットに天災危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約、長期保険特約がセットされています。

(注3)寮・下宿生・一人暮らし(借家にお住まい)の方のみ加入できます。

(注4)生活用動産保険金の免責金額は、1回の事故につき、盗難の場合3万円、火災・落雷・破裂・爆発の場合0円、その他の場合1万円となります。

※上記は職種別A(学生、事務職等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

※育英費用保険金・賠償責任保険金等においては補償内容が同様の保険契約(学生・こども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

# 明治学院高等学校、明治学院東村山高等学校 生徒総合補償制度は

学生生活のみならず日常生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する制度です。

## I. 学資費用補償・育英費用補償



### <学資費用補償>

下記の事例のように扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、保険金額を限度に支払年度ごとに授業料などの学費(実額)をお支払いします。  
(例)入学後、ある日突然、学費を負担していた父親が交通事故で亡くなってしまった。

### <疾病学資費用補償>(S3セット)

扶養者が病気により死亡された場合に保険金額を限度に支払年度ごとに学費(実額)をお支払いします。

### <育英費用補償>

扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、育英費用保険金額の全額を一時金としてお支払いします。

「扶養者」とは、被保険者を扶養しており、次の条件をすべて満たしている方です。

①親権者であること ②被保険者と同居していること(下宿、単身赴任等、就学上の理由による別居を含む) ③世帯の生計を維持していること

※保険期間中の世帯の生計を維持する方が変更となった場合は、扶養者の変更手続きが必要となりますので、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## V. 賠償責任補償(受託物の破損等の事故も補償)

他人にケガをさせたり他人の物を壊す等して法律上の損害賠償責任を負った場合の補償です。ご家族も補償※されます。示談交渉サービス付(国内のみ、受託物に関する賠償事故を除く)。

(例)過って他人にぶつかり、大ケガを負わせ損害賠償を請求されることになってしまった。

※賠償責任保険金の被保険者の範囲は、①本人、②親権者およびその他の法定監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子

・「本人」とは加入申込票記載の被保険者本人(お子さまご本人)をいいます。

・なお、①から⑤までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。詳しくは「学生・こども総合保険パンフレット別冊」をご参照ください。



他人に  
ケガをさせたり  
他人の物を壊す等  
した場合

## お子さまの自転車事故だけでなく、 受託物の損壊等に備えませんか?

皆さまの身の回りには、多くのリスクが隠れています。自転車による衝突事故など、高額な賠償義務を負う事故も起きています。

生徒総合補償制度の賠償責任補償で、これらの事故に備えることができます。お子さまがご加入されますと、お子さまご本人はもちろん、ご家族も補償の対象になります。

### ※賠償責任補償の被保険者の範囲について

お子さまご本人だけでなく、保険金支払事由発生時に  
おいて次の統柄の方が自動的に被保険者となります。

- a)ご本人の親権者(法定監督義務者を含みます。)
- b)ご本人の配偶者
- c)ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と同居の本人・配偶者の親族(注)
- d)ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子

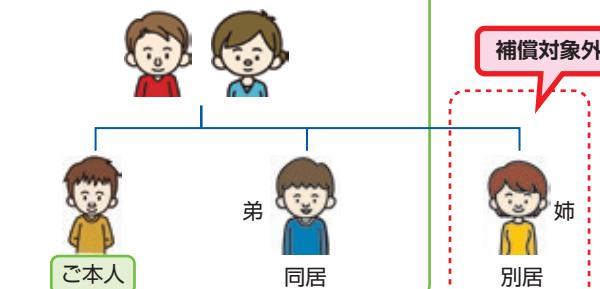
(注)「親族」とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

●ご本人またはa)～d)の方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。

### 賠償責任補償の被保険者の範囲

〈家族構成の例〉

両親(本人の親権者)



※詳しくは「学生・こども総合保険パンフレット別冊」をご参照ください。

# 加入セットは皆さまのニーズに合わせてお選びください。

■すべてのご加入セットで、次の場合を補償します。

○扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合の学資費用・育英費用 ○お子さまのケガ(地震もしくは噴火、またはこれらを原因とする津波によるケガを含みます。) ○細菌性およびウイルス性食中毒や、熱中症(熱射病、日射病)による身体障害

○お子さまの病気の補償 ○賠償責任

■次の場合の補償が必要かどうか検討いただき、ご加入セットをお選びください。

○扶養者が病気により死亡された場合の学資費用



Q

扶養者が病気により死亡された場合の学資費用補償は必要ですか？

必要あり

S3セット

必要なし

A3・B3・C3セット

## 3年間(高校生用)

(保険期間3年)

保険金額・保険料		学資費用 ケガ+病気補償	学資費用 ケガのみ補償						
セット名と 保険料 (3年間一時払)	加入率 No.1!	S3 64,000円	A3 58,000円	B3 44,000円	C3 39,000円				
I 育学 英資 費用 補償 額	学資費用保険金額 (ケガ) (注1)(注2)		(1年につき)30万円						
	疾病学資費用保険金額 (病気) (注1)(注2)	(1年につき)30万円	—						
	育英費用保険金額 (ケガ) (注1)		(一時金)300万円						
II ヶ生 方徒 の本 人 の 補 償 内 容	死亡・後遺障害保険金額	233.7万円	238.9万円	105.4万円	106.4万円				
	入院保険金日額 (1日につき)	4,500円	4,500円	3,500円	3,500円				
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合は 入院保険金日額の5倍							
	通院保険金日額 (1日につき)	4,500円	4,000円	3,000円	2,500円				
III 病生 気徒 の本 人 の 補 償 の	疾病入院保険金日額 (1日につき) 支払限度日数:180日 支払対象期間:180日	3,500円	3,500円	3,000円	2,000円				
	疾病手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 疾病入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合は 疾病入院保険金日額の5倍							
	放射線治療保険金	1回の放射線治療について疾病入院保険金日額の10倍							
IV 天災危険補償	I・IIのケガの補償が対象となります。(Iの疾病学資費用は対象外です。)								
V 賠償責任補償	1億円 (記録情報限度額500万円)								

生徒本人の疾病の補償(全セット)には入院・手術・放射線治療の補償がセットされています。

<賠償責任(賠償責任条項の一部変更に関する特約:全セット)>他人にケガをさせたり物を壊す等して法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。  
(注1)<育英費用(全セット)>扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、育英費用保険金額の全額を一時金としてお支払いします。

<学資費用(学業費用補償特約:(全セット))>扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、保険金額を限度に支払年度ごとに授業料などの学費(実額)をお支払いします。

<疾病学資費用(疾病による学業費用補償特約(保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約(疾病による学業費用補償特約用)):(S3セット)>扶養者が病気により死亡された場合に、保険金額を限度に支払年度ごとに授業料などの学費(実額)をお支払いします。

(注2)学資費用保険金・疾病学資費用保険金の学業費用支払対象期間は2029年4月1日までです。

全セットに天災危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約、長期保険特約がセットされています。

※上記は職種級別A(学生、事務職等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・報者または引受保険会社までお問い合わせください。

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

※育英費用保険金・賠償責任保険金等においては補償内容が同様の保険契約(学生・こども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

# 明治学院中学校生徒総合補償制度は

学生生活のみならず日常生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する制度です。

## I. 学資費用補償・育英費用補償

### <学資費用補償>

下記の事例のように扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、保険金額を限度に支払年度ごとに授業料などの学費(実額)をお支払いします。  
(例)入学後、ある日突然、学費を負担していた父親が交通事故で亡くなってしまった。



### <疾病学資費用補償>(S6セット)

扶養者が病気により死亡された場合に保険金額を限度に支払年度ごとに学費(実額)をお支払いします。

### <育英費用補償>

扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、育英費用保険金額の全額を一時金としてお支払いします。

『扶養者』とは、被保険者を扶養しており、次の条件をすべて満たしている方です。  
①親権者であること ②被保険者と同居していること(下宿、単身赴任等、就学上の理由による別居を含む) ③世帯の生計を維持していること  
※保険期間中の世帯の生計を維持する方が変更となった場合は、扶養者の変更手続きが必要となりますので、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## V. 賠償責任補償(受託物の破損等の事故も補償)

他人にケガをさせたり他人の物を壊す等して法律上の損害賠償責任を負った場合の補償です。ご家族も補償※されます。示談交渉サービス付(国内のみ、受託物に関する賠償事故を除く)。

(例)過って他人にぶつかり、大ケガを負わせ損害賠償を請求されることになってしまった。

※賠償責任保険金の被保険者の範囲は、①本人、②親権者およびその他の法定監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子

・「本人」とは加入申込票記載の被保険者本人(お子さまご本人)をいいます。

・なお、①から⑤までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。詳しくは「学生・こども総合保険パンフレット別冊」をご参照ください。



他人に  
ケガをさせたり  
他人の物を壊す等  
した場合

## お子さまの自転車事故だけでなく、 受託物の破損等に備えませんか?

皆さまの身の回りには、多くのリスクが隠れています。自転車による衝突事故など、高額な賠償義務を負う事故も起きています。

生徒総合補償制度の賠償責任補償で、これらの事故に備えることができます。お子さまがご加入されますと、お子さまご本人はもちろん、ご家族も補償の対象になります。

### ※賠償責任補償の被保険者の範囲について

お子さまご本人だけでなく、保険金支払事由発生時において次の統柄の方が自動的に被保険者となります。

- a)ご本人の親権者(法定監督義務者を含みます。)
- b)ご本人の配偶者
- c)ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と同居の本人・配偶者の親族(注)
- d)ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子

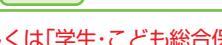
(注)「親族」とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

●ご本人またはa)～d)の方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。

### 賠償責任補償の被保険者の範囲

〈家族構成の例〉

#### 両親(本人の親権者)



補償対象外

姉

別居

※詳しくは「学生・こども総合保険パンフレット別冊」をご参照ください。

# 加入セットは皆さまのニーズに合わせてお選びください。

Q

扶養者が病気により死亡された場合の学資費用補償は必要ですか？

必要あり

必要なし

S6セット

A6・B6・C6セット



保険金額・保険料		6年間(中学生用)				〔保険期間6年〕
補償内容	学資費用 ケガ+病気補償	学資費用 ケガのみ補償				
	セット名と 保険料 (6年間一時払)	S6 <small>加入率 No.1!</small>	A6	B6	C6	
	学資費用保険金額 (ケガ) (注1)(注2)	(1年につき)70万円				
	疾病学資費用保険金額 (病気) (注1)(注2)	(1年につき)50万円	—			
	育英費用保険金額 (ケガ) (注1)	(一時金)200万円				
	死亡・後遺障害保険金額	117.6万円	109万円	48万円	34.5万円	
	入院保険金日額 (1日につき)	3,500円	4,000円	3,000円	2,500円	
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合は 入院保険金日額の5倍				
	通院保険金日額 (1日につき)	2,500円	3,000円	2,500円	2,500円	
病生 徒の本 人補 償	疾病入院保険金日額 (1日につき) 支払限度日数:180日 支払対象期間:180日	3,000円	3,500円	2,500円	2,000円	
	疾病手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 疾病入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合は 疾病入院保険金日額の5倍				
	放射線治療保険金	1回の放射線治療について疾病入院保険金日額の10倍				
IV 天災危険補償		I・IIのケガの補償が対象となります。(Iの疾病学資費用は対象外です。)				
V 賠償責任補償		1億円 (記録情報限度額500万円)				

※中学生で補償期間3年間をご希望の方も加入できます。お手続につきましては、代理店・扱者までお問合せください。

生徒本人の疾病の補償(全セット)には入院・手術・放射線治療の補償がセットされています。

<賠償責任(賠償責任条項の一部変更に関する特約:全セット)>他人にケガをさせたり物を壊す等して法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。

(注1)<育英費用(全セット)>扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、育英費用保険金額の全額を一時金としてお支払いします。

<学資費用(学業費用補償特約:全セット)>扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、保険金額を限度に支払年度ごとに授業料などの学費(実額)をお支払いします。

<疾病学資費用(疾病による学業費用補償特約(保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約(疾病による学業費用補償特約用)):S6セット)>扶養者が病気により死亡された場合に、保険金額を限度に支払年度ごとに授業料などの学費(実額)をお支払いします。

(注2)学資費用保険金・疾病学資費用保険金の学業費用支払対象期間は2032年4月1日までです。

全セットに天災危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約、長期保険特約がセットされています。

※上記は職種級別A(学生、事務職等)の保険料です。それ以外のご職業の場合は代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

※育英費用保険金・賠償責任保険金等においては補償内容が同様の保険契約(学生・こども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

## 保険金のお支払事例 ～たとえばこんなことが起こったら～

例1 学生・生徒本人が部活動中に熱中症にかかり、5日間入院、退院後3日間通院した。



例2 学生・生徒本人がスポーツで腕を複雑骨折し、10日間入院。手術を受けて退院後20日間通院した。



例3 学生・生徒本人が自転車に乗っていて過って通行人に衝突し、ケガをさせ損害賠償責任を負った。



例4 学生・生徒本人が盲腸で5日間入院、手術を受けた。  
(大学生C1・C2セットを除きます)



### 事故が起こったら

事故が起こったら

早急に  
(30日以内に)ご連絡を



電話連絡をしてください

三井住友海上へのご連絡は24時間365日  
事故受付サービス  
三井住友海上事故受付センター

**0120-258-189** (無料)



請求書を提出

必要な書類が送付され  
ますので、できるだけ早  
く書類を提出ください。



保険金が支払われます

ご指定の金融機関に  
お支払い  
します。



※事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利



### お申込方法・ご加入方法

スマホで右記コードからアクセスし、お手続きください。  
「WEBによる手続き簡単ガイド」チラシをご参照ください。



お申込み・クレジットカード決済を完了されたら、  
加入者証を郵送いたします。  
詳細につきましては下記「加入者証」記載のとおりです。

### または

ご加入セットをご選択ください。  
次に、ご加入セットの保険料をご確認ください(保険料はすべて一時払です)。



同封しております払込取扱票の記入例を  
参考にして必要事項をご記入ください。



最寄りのゆうちょ銀行または郵便局で保  
険料をお振込みください。



### 加入者証

この制度は団体契約のため、加入者証は最終加入者が確定後、郵送いたします。

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

◎ 加入者証郵送時期: 5月中旬～6月初旬頃

### 保険契約者

この保険は学校法人明治学院が保険契約者となる団体契約です。

被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

### 共同保険について

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。

三井住友海上火災株式会社(幹事会社)

共栄火災海上保険株式会社(非幹事会社)

(なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいご案内します。)

### お問い合わせ先

●代理店・扱者

株式会社明治学院サービス

TEL 03-5421-1555

〒108-0071

東京都港区白金台1-2-37

●引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)

広域法人部営業第三課

共栄火災海上保険株式会社

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客様デスク」

**0120-632-277** (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセス  
できます。

